

外国人が日本で生活するための基礎知識

公益財団法人橋本財団

外国人が日本で生活する場合に問題となった事項等を中心にまとめてみました。
在留資格、勤務状況等によって、また家族かどうか等によって下記事項が適用になったりならなかったりします。
これ以外にもいろいろなものがありますので、下記のようなことが発生したら周りの人に相談してみてください。

1. 会社を辞めた時、解雇された時、就職した時

(1) 会社から

- ・ 週20時間以上働いている人は、失業保険のための離職票をもらう。
- ・ もらえないときはハローワークに相談に行くこと。
- ・ 源泉徴収票をもらう。
- ・ 必要なら在職証明をもらう。

(2) 市役所

- ・ 国民健康保険と国民年金の加入手続をする。
- ・ 同時に、この2つの保険料の減免手続をする。
- ・ 配偶者等の被扶養者になる場合は、
 - a 配偶者等の会社に被扶養者認定申請の手続をする。
 - b 配偶者の場合・・・市役所の届け出は必要ない。
 - c 配偶者でない場合は、市役所に国民年金の手続が必要。

(3) ハローワーク

- ・ 失業保険の手続きと仕事を探す。(実習生も受給できる。)
- ・ 自分の都合で辞めた場合、1カ月間失業保険は受給できない。
- ・ 解雇や契約期間満了、病人の介護、結婚して他の県や市に転居する。(この場合は転居先のハローワークに手続きする)等の事情があればすぐ受給できる。

(4) 就職した時

- ・ 配偶者等の会社の被扶養者の場合、配偶者等の会社に届け出る。
- ・ 上記以外は、市役所に国民健康保険と国民年金の資格喪失届を出す。
- ・ 会社からもらう書類 ⇒ 契約書(労働条件通知書)
- ・ 会社に提出する書類
 - a 年金手帳(基礎年金番号)
 - b 雇用保険番号
 - c マイナンバー
 - d 税金と健康保険の被扶養者の届

(5) 毎月の所得税を安くする

- ・ 就職した時、また毎年1月に会社に「扶養控除申告書」に扶養する家族の名前を書いて出すことで所得税が安くなる。
※対象は、配偶者と親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
※実習生の場合、認めていない場合、月々でなく年末調整時に一括計算する例もある。
- ・ その他必要な書類(後日提出する)
 - ① 母国の市役所等の発行する親族・扶養関係を証明する書類
 - *フィリピンはバラングイの証明で翻訳が必要
 - *ベトナムは日本語併記の証明書
 - ② 各人あてに送金したことが分かる送金証明書
- ・ 会社が年末調整の手続きをしない場合や転職して複数の源泉徴収票がある場合には、過去5年間遡って還付請求できる。
※帰国時には年末調整する必要があるが、されていないのが普通では??

(6) 脱退一時金

- ・ 年金保険料の支払期間が10年未満の人が帰国すると、これまで支払ってきた年金保険料(対象となるのは5年間分)の約40%(厚生年金は約80%)程度が返還される。
- ・ 帰国前に書類を入手し、帰国後書類を日本に送る。
- ・ 支給時に20.42%の税金が控除されるが、日本にいる人に依頼すれば全額返してもらえる。
※技能実習生はこの知識があるが、その他の外国人は知っている人が少ない。

2. 仕事中や会社へ行く途中また帰宅中の事故や病気にかかった時

- 対象は働く者全て。1日しか働かないアルバイトも対象になる。
- 会社が手続きしない場合…労働基準監督署に相談のこと。
- 給付の内容は…医療費(自己負担なし)、休業補償、障害が残れば障害給付、また死亡した時には遺族への保障等ある。

3. 病気や怪我をした場合(仕事中や交通事故以外)

- | | |
|--------------|---|
| (1) 高額療養費 | • 医療費の30%を負担するが、高額な医療の場合、1カ月9万円程度の負担に軽減される。 |
| (2) 傷病手当金 | • 病気や怪我で休業した時、1年6カ月間は賃金の約2/3が支給される。ただし、国民健康保険にはこの制度はない。 |
| (3) 医療費の公費負担 | • 結核など特殊な病気の場合自己負担額はない。 |

4. 出産の時

- | | |
|--------------|--|
| (1) 各種届出 | <ul style="list-style-type: none"> • 市役所…出生届、国民健康保険、児童手当、こども医療費補助 • 会社…所得税と健康保険の被扶養者届 |
| (2) 出産育児一時金 | <ul style="list-style-type: none"> • 子供を分娩したとき50万円(妊娠85日以上での流産・死産でも可) • 海外での出産も可 |
| (3) 出産手当金 | <ul style="list-style-type: none"> • 正社員の人…産前6週間、産後8週間、賃金の3分の2を支給 |
| (4) 育児休業 | <ul style="list-style-type: none"> • 休業開始前の2年間で雇用保険の被保険者期間が12カ月以上必要。 • 子供が1歳または1歳6カ月になるまで休業できる。 • 給付金は給料日額の60%前後。 <p>※技能実習生の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①上記について全て適用されるが、法律的な支援体制はとられていない。 ②出産に当たって、外部からの支援(住宅、生活費等)が得られなければ現実には不可能では? また母国での出産はしない方がいいのでは??? ③家族滞在は認められていないので、子供は母国に移送が必要。 ④支援団体…NPO法人日越ともいき支援会(東京) TEL 03-6435-6644 <p>※留学性の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出産育児一時金のみ受給可能。 ②日本語学校は家族滞在が認められていない。 ③学歴が専門学校卒以上は家族滞在できるが、生活費の捻出ができるか。就労時間は夫婦ともに週28時間。 |
| (5) 児童手当 | <ul style="list-style-type: none"> • 出生後、市役所に届ける。 • 支給額は、一人当たり、3歳未満1.5万円、3歳～小学生1万円(但し、3歳以上小学校卒業前の第3子以降は1.5万円)、中学生1万円。 |
| (6) こども医療費補助 | <ul style="list-style-type: none"> • 市町村によって内容が違う。 • 広島市の場合、通院は小学生まで受診1回500円負担(月4回限度)、入院は中学まで負担なし。調剤薬局等負担なし。 |

5. 死亡した時

- 葬儀社からもらう埋火葬証明書等は大切に保管すること
- 遺骨を母国に持ち帰るときには、大使館または領事館の証明書が必要で、埋火葬証明書が必要？
- その他の必要な手続き、また給付の確認が必要な手続き
 - ①（国民）健康保険の埋葬料
 - ②遺族年金（家族が母国にいても受給できる）
 - ③労災の場合は遺族補償年金等（家族が母国にいても受給できる）
 - ④生命保険等
 - ⑤車があれば名義変更ないし廃車手続き
 - ⑥医療費の精算
 - ⑦借家の名義変更
 - ⑧実習生の場合、親族の来日費用や滞在費、遺体搬送料は実習生保険から出る。
 - ⑨技能実習生の場合、実習生保険の死亡保険料はもらえるのか？

6. 事故・病気で障害が残った時

療養中で労務不能の時（初診日から1年6カ月経過した場合）

(1) 障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> • 障害の程度により、税金・医療費・交通費の減免等の優遇が受けられる。
(2) 労災保険	<ul style="list-style-type: none"> • 障害の程度により、年金または一時金が支給される。
(3) 年金保険	<ul style="list-style-type: none"> • 障害の程度で、重度であれば年金が支給される。 • 脳梗塞、うつ病等、精神疾患で労務不能であれば障害年金が支給される。（ただし、初診日から1年6カ月以上経過している場合） • 初診日の日の前日以前1年間の年金保険料を全て支払っている必要がある。
(4) 先天性障害と20歳前障害	<ul style="list-style-type: none"> • 重度であれば、20歳になると国民年金から障害年金が支給される。

7. その他生活に関すること

(1) 老齢年金	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳になった時（60歳からも可）※10年以上の加入期間が必要 ただし、フィリピンでは母国の年金と通算して10年以上あれば受給可であり、10年未満の加入期間しかない場合は通算できるため、脱退一時金か老齢年金が選択できる。 • この場合、年金手帳を保管しておく必要がある。
(2) 留学生	<ul style="list-style-type: none"> • 住民登録、国民健康保険、国民年金、銀行口座開設 • 国民年金の学生免除申請 毎年手続きが必要。前年度1年間の収入合計が160万円程度以上あればダメ。 • 深夜の工場やコンビニのアルバイト等の状況や在留資格更新、就職時の在留資格申請等、先輩からアドバイスを受けて進めること。 • 国民健康保険や住民税の滞納から課税証明取得時に問題となることがある。
(3) 市役所からの賃金差し押さえ	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険料や住民税の滞納・督促を無視した場合。 • 事前に連絡があるが、読めないためまたは読めても理解できていないなどのことがないように、郵便物が来たら誰かに読んでもらうこと。
(4) 生活保護対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等と特別永住者（在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人）
(5) 教育訓練給付	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用保険の被保険者期間が1年以上あれば、いろいろな講座受講料が最高10万円まで給付される。（講座開設施設またはハローワークに相談）

社会福祉事務所

- ・ 病気、介護、子供のことなど生活に困った時

社会福祉協議会

- ・ 生活、教育等の資金貸付、介護学生奨学金等

法テラス

- ・ 無料法律相談と裁判費用の貸付（月賦返済）

県民共済

- ・ 病気で入院・死亡・後遺障害等の給付
- ・ 月1000円の掛け金の場合
⇒交通事故入院 25,000円／1日
交通事故死亡 500万円
- ・ 契約期間は1年間で、毎年30%程度の掛け金が返金される。



実習生機構OTIT

- ・ 母国語で相談できます。 <https://www.otit.go.jp/>

広島事務所 ☎082-207-3123

〒730-0051 広島市中区大手町3丁目1番9号 鯉城広島サンケイビル3F

ユニオン

- ・ 広島市 スクラムユニオン広島 土屋さん ☎090-2296-3352
- ・ 福山市 福山ユニオンたんぼぼ 工藤さん ☎090-2860-4737

CTIC

- ・ カトリック東京国際センター ☎03-5759-1061 平日11:00~17:00

ベトナム人対象

- ・ NPO法人日越ともいき支援会（東京） ☎03-6435-6644

<https://nv-tomoiki.or.jp/>

フィリピン人技能実習生対象

- ・ フィリピン人技能実習生の労働問題はここに連絡してください。

☎03-6441-0959 (FB) Polo-Owwa Tokyo <https://polotokyo.dole.gov.ph/>

中国人、華僑華人

- ・ 岡山県華僑華人総会 ☎086-201-1076 劉会長 ☎090-7775-5690

